

# 定 款

(令和 5 年 5 月 25 日改訂版)



一般社団法人 京都損害保険代理業協会

# 般社団法人 京都損害保険代理業協会 定款

## 第1章 総 則

(名 称)

**第1条** この法人は、一般社団法人 京都損害保険代理業協会（以下「**本会**」という）と称し、略称を京都代協とする。

(事 務 所)

**第2条** 本会の主たる事務所は、京都市に置く。

(目 的)

**第3条** 本会は、損害保険の健全かつ公正な募集と保険契約者の利益を守るため損害保険代理店の資質を高め、地位の向上を図り、損害保険事業の健全な発達に寄与するとともに併せて地域社会に貢献することを目的とする。

(事 業)

**第4条** 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 損害保険代理店に対する講習会、研究会、講演会等の開催。
- 二 損害保険代理店の制度、業務に関する調査研究および関係諸機関への提言。
- 三 損害保険の普及に関する啓発、宣伝及び防災運動。
- 四 損害保険代理店の広報活動。
- 五 会員相互の連絡提携を図るための会報等の発行。
- 六 地域社会に貢献するための奉仕活動。
- 七 会員の福利厚生増進のための事業
- 八 前各号のほか、本会の目的を達成するために必要と認めた事項。

(公告の方法)

**第5条** 本会の公告は、官報に掲載する方法とする。

## 第2章 会 員

(会員及びその資格)

**第6条** 本会の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「**法**」という）上の社員とする。

一 正 会 員

保険業法第 276 条の規定により登録された損害保険代理店における代表者として本会に届出がなされた者とする。

二 一 般 会 員（議決権を有しない）

正会員が代表する損害保険代理店の役員、使用人として保険業法第 302 条により届出がなされた者とする。

三 賛 助 会 員（議決権を有しない）

本会の目的に賛同し、本会の事業を賛助または後援する法人・個人とする。

(入会の方法)

**第7条** 本会の会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出し、かつ理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

**第8条** 本会に入会する場合は、総会の決議を経て別に定めるところにより、入会金を納めなければならない。

- 2 会員は、総会の決議を経て別に定めるところにより、会費を納入しなければならない。

(会員の権利義務)

**第9条** 会員は、本会の事業活動につき、その便宜を受ける権利を有するとともに、この定款及び総会の決議に従う義務を有する。

(退 会)

**第10条** 会員は、次の各号のひとつに該当する場合には、退会するものとする。

- 一 退会届の提出をしたとき。
- 二 会員となることのできる資格を喪失したとき。
- 三 正当な理由なく会費規則に定める会費の滞納があったとき。
- 四 その他法に規定する事由。

(戒告及び除名)

**第11条** 会員が次の各号のひとつに該当するに至ったときは、総会の決議により、これに戒告を与え、または除名することができる。除名しようとする場合は、当該会員に対し、当該総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- 一 本会の名誉または信用を毀損したとき。
- 二 本会の目的に反し、または秩序を乱す行為があったとき。
- 三 会員としての義務の履行を怠ったとき。

(権利の喪失)

**第12条** 会員が退会したときは、その理由の如何を問わず、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品の返還請求その他本会に対する一切の権利を失う。

(会 員 名 簿)

**第13条** 本会は、会員名簿を作成し、これを本会の事務所に常置するものとする。

- 2 会員は、会員名簿記載事項に変更があったときは、遅滞なく本会に届けでなければならない。
- 3 本会の会員に対する通知等は、会員名簿の記載によって発する。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

**第14条** 本会の設立時社員（正会員）の氏名及び住所は、別紙のとおりとする。

### 第3章 役員及び顧問

(役員の種類)

**第15条** 本会には次の役員を置く。

- 一 理 事 20 名以上 40 名以内
  - うち 会 長 1 名
  - 副 会 長 6 名以内
  - 専務理事 1 名
  - 常務理事 3 名以内
- 二 監 事 1 名以上 3 名以内

(役員を選任)

**第16条** 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事は、正会員及び一般会員の中から選任する。但し一般会員からの選任は 5 名までとする。
- 3 前項の規定に関わらず理事 2 名以内を正会員及び一般会員以外の有識者から選任することができる。
- 4 会長は、理事の中から理事会において選任する。
- 5 副会長、専務理事及び常務理事は、理事の中から会長が指名し理事会において承認を得るものとする。

(役員の職務及び権限)

**第17条** 会長は、法上の代表理事として本会を代表し、会務を総理し、総会及び理事会を招集し、理事会の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐する役割を担う。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐する役割をになう。
- 4 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐する役割を担う。
- 5 専務理事及び常務理事は、会長及び副会長の指示をうけて事務局を運営し、会務を処理する。
- 6 監事は、法第 99 条ないし第 104 条の職務を行う。
- 7 監事は、総会、理事会に出席して意見を述べることができる。

(理事の任期)

**第18条** 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、重任を妨げないが、会長及び副会長のそれぞれの任期は 3 期を限度とする。

- 2 理事は、辞任又は任期満了後においても、第 15 条一の員数を欠いたときは、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(監事の任期)

**第19条** 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(理事の欠格事由)

**第20条** 法上の資格喪失事由のほかに、第16条2項により選任された理事が正会員及び一般会員の資格を喪失したときに、理事を退任するものとする。

(解 任)

**第21条** 役員が次の各号のひとつに該当するに至ったときは、総会の決議により、これを解任することができる。

- 一 役員の職務遂行に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があったとき。
- 二 本会の名誉または信用を毀損する行為をしたとき。

(顧 問)

**第22条** 本会に顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の諮問に応じ、総会、理事会に出席して意見を述べることができる。

## 第4章 総 会

(総会の種類及び招集)

**第23条** 社員総会（以下「総会」という）は、定時社員総会（以下「通常総会」という）及び臨時社員総会（以下「臨時総会」という）とし、通常総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に、臨時総会は、会長が必要と認めたときに理事会の決議により招集する。

- 2 正会員の5分の1以上または監事が会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を会長に提出して総会の招集を請求したときは、会長はその請求を受けた日から6週間以内に臨時総会を招集し、開催しなければならない。
- 3 総会は開催の日から少なくとも2週間前に、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面による通知を発して招集しなければならない。

(電子提供措置)

**第23条の2** 本会は、総会の招集に関し、法第47条の2各号に掲げる資料の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

(構 成)

**第24条** 総会は、正会員をもって構成する。

(決 議 事 項)

**第25条** 総会は、法令及びこの定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

- 一 事業計画及び予算の承認。
- 二 事業報告及び会計報告の承認。
- 三 入会金及び会費の額並びに納入方法。
- 四 前3号に掲げるもののほか、理事会が付議を決議した事項。

(議 長)

**第26条** 総会の議長は、正会員の中から理事会において選任する。

(総会の成立及び決議)

**第27条** 総会は、正会員の2分の1以上の出席により成立し、その議事は出席した正会員

の過半数をもって決する。

- 2 前項の規定にかかわらず第 11 条第 1 項の除名の決議、及び第 21 条のうち監事の解任の決議、並びに法 49 条 2 項で定める決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数で決する。

(議 決 権 等)

**第 28 条** 正会員は各 1 個の議決権を有するが、一般会員及び賛助会員は議決権を有しない。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、第 23 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について書面をもって議決権を行使し、正会員または一般会員を代理人として議決権の行使を委任することできる。
- 3 前項の規定する代理人は、総会ごとに委任状を提出しなければならない。
- 4 書面または代理人によって議決権を行使した正会員は、総会に出席したものとみなす。

(議 事 録)

**第 29 条** 総会の議事については、書面をもって議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には開催の日時、場所、議事の経過及びその結果、並びにその他法で定められた事項を記載し、議長及び出席した正会員 2 名以上のものが署名又は記名押印しなければならない。

## 第5章 理 事 会

(理 事 会)

**第 30 条** 理事会は、この定款に別段の定めがあるもののほか次の事項を審議決定する。

- 一 総会の決議事項の執行に関する事項。
  - 二 総会に提出すべき議案に関する事項。
  - 三 総会から委任された事項。
  - 四 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄。
  - 五 事務局の組織及び運営に関する事項。
  - 六 前 5 号に掲げるもののほか、本会の会務の運営に関し、会長が必要と認めた事項
- 2 会長は、毎事業年度ごとに 4 カ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(招 集)

**第 31 条** 会長は、開催の日から少なくとも 2 週間前に、会議の目的たる事項、日時及び場所を告知して招集しなければならない。ただし、緊急の場合には、その期間を短縮することができる。

(決 議)

**第 32 条** 理事会は、理事の 3 分の 2 の出席により成立し、その議事は出席した理事の 3 分の 2 以上をもって決する。

(議 事 録)

**第 33 条** 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、開催の日時、場所、議事の経過及びその結果、並びにその他法で定められた事項を記載し、会長及び出席した監事が署名又は記名押印しなければならない。
- 3 会長が出席しないときは、出席した理事及び監事が署名又は記名押印しなければならない。

## **第 6 章 支部並びに委員会及び事務局**

(支 部)

**第 34 条** 本会の事業につき、円滑な運営を図るため、理事会の決議に基づき支部を設ける。

- 2 支部に関する規則は別に定める。

(委 員 会)

**第 35 条** 本会の事業につき、特に専門的な調査審議を必要とするとき、または特定の事項の処理遂行に当たるため、理事会の決議により委員会を設置することができる。

- 2 委員会の設置及び運営に関する規則は、別に定める。

(事 務 局)

**第 36 条** 本会の事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び職員を置く。

- 2 事務局長及び職員の任免は、理事会の同意を得て会長が行う。
- 3 事務局長は、理事をもって充てることができる。

## **第 7 章 資産及び会計**

(資産の構成)

**第 37 条** 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- 一 入会金及び会費。
- 二 寄付金品。
- 三 資産から生じる果実。
- 四 事業に伴う収入。
- 五 前各号以外の収入。

(資産の管理)

**第38条** 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

(経 費)

**第 39 条** 本会の経費は資産をもってあてる。

(事 業 年 度)

**第 40 条** 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業報告書等の作成)

**第 41 条** 会長は、毎事業年度の末日ごとに次の書類及びその付属明細書を作成しなければならない。

- 一 事業報告書。
- 二 貸借対照表。

三 損益計算書。

- 2 会長は、前項の各書類を、毎年通常総会の会日より 3 週間以上前に監事に提出して監査を受けなければならない。
- 3 監事は、前項の書類の提出を受けた日から 1 週間以内に監査し、かつ、その報告書を会長に提出しなければならない。

(事業報告書等の承認)

**第 42 条** 会長は、前条第 1 項各号の書類を通常総会に提出してその承認を得なければならない。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

**第 43 条** この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の決議を経なければ、これを変更することができない。

(解 散)

**第 44 条** 本会は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

**第 45 条** 本会が解散(合併又は破産による解散を除く)したときに残存する財産の帰属は、総会の決議により定める。

## 第 9 章 補 則

(施行規則等)

**第 46 条** 本会は、この定款の運用を円滑にするため、定款に別に定めるもののほか、理事会の決議を経て、施行に関する規則等を定める。

- 2 この定款は設立登記があった日から施行する。
- 3 本会の設立初年度の事業年度は、第 40 条の規定にかかわらず、設立登記日から翌年 3 月 31 日までとする。

1. この定款の認証日及び施行日：平成 20 年 12 月 1 日

1. 平成 22 年 6 月 11 日第 3 期通常総会において、定款変更決議（第 15 条第二号変更）  
（変更前の第 15 条第二号 監事 2 名以上 3 名以内）

1. 平成 27 年 5 月 27 日第 8 期通常総会において、定款変更決議  
（第 16 条 2、3、第 20 条、第 32 条変更）

1. 令和 5 年 5 月 25 日第 16 期通常総会において、定款変更決議  
（第 23 条の 2（電子提供措置）新設）